

飯田市公告第127号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により農業振興地域整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する法第11条第1項の規定により公告し、飯田市農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を、下記のとおり縦覧に供する。

なお、飯田市に住所を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定により、飯田市農業振興地域整備計画の変更案に対し、下記の縦覧期間満了の日までに、飯田市に意見書を提出することができる。

また、飯田市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記の縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、飯田市にこれを申し出ることができる。

令和7年10月14日

飯田市長 佐藤 健



記

- 1 縦覧期間 令和7年10月14日から同年11月12日まで
- 2 縦覧場所 飯田市産業経済部農業課
- 3 意見書の提出に関する事項
 - (1) 提出先 飯田市産業経済部農業課
 - (2) 提出に当たっての留意事項
 - ア この飯田市農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては、意見書を提出することができないこと。
 - イ 意見書には、個人が提出する場合にあっては住所、氏名及び職業（法人が提出する場合にあっては法人名、代表者名及び主たる事務所の所在地）並びに意見の趣旨及び理由を記入すること。
 - ウ 意見書の提出は、郵送、ファクシミリ又は電子メールによることもできること。
 - (3) 意見書の取扱い 意見書に対する個別の回答は行わず、別途飯田市農業振興地域整備計画を公告する際に、意見書の要旨及びその処理結果を併せて公告する。
- 4 異議の申出に関する事項
 - (1) 申出先 飯田市産業経済部農業課
 - (2) 申出に当たっての留意事項
 - ア この農用地利用計画の変更案以外に対しては、異議の申出はできないこと。
 - イ 異議の申出については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）中審査請求の規定により行うこと。

飯田市農業振興地域整備計画 変更等理由書

飯 田 市

1 計画策定・変更の経過

飯田市農業振興地域整備計画は、昭和46年9月22日に策定され、その後3度の全体見直しを行ったほか、年に4回を基本に、農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という）第13条1項の規定に基づく変更を行ってきた。

今回、上記規定に基づき、令和7年1月～同年3月の間に受け付けた申出について各機関で審査した結果をもとに、以下のとおり飯田市農業振興地域整備計画を変更する。

（1）農用地区域からの除外について

各案件とも法第13条第2項各号の要件を全て満たしており、農用地区域から除外する。

2 計画の変更内容と理由

（1）変更理由

経済事情の変動、その他情勢の推移

（2）変更の必要が生じたと判断する具体的な理由（除外）

具 体 的 な 理 由	案件番号
ア 住宅、事業所等に介在する土地であって農業生産の近代化を期するに難しい土地	
イ 山間に点在する小規模な農地、谷地田等であって農業生産の近代化を期するに難しい土地	7, 8
ウ 農地法の農地転用許可基準で第3種農地に区分される土地	
エ 過疎集落の維持形成に必要な施設を設置するための土地	
オ 農地法の農地転用許可基準で第1種農地又は第2種農地に区分される土地で、除外の目的、転用計画等が農地転用の不許可の例外に該当する場合等、農地転用が許可されない場合に該当しないと認められる場合	1, 3, 4, 5, 6

（3）各案件に係る変更内容及び理由

別紙様式4（整備計画変更一覧表）並びに別紙様式5－1及び5－2（案件ごとの説明資料）のとおりに。

飯田市農業振興地域整備計画変更 地区別件数・面積一覧表

令和7年1月～3月

地区名	編入			除外																			
				合計			用途別																
	農家住宅						一般住宅			事務所・営業所			公共施設			植林			その他				
件数 (件)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	件数 (件)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	件数 (件)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	件数 (件)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	件数 (件)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	件数 (件)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	件数 (件)	筆数 (筆)	面積 (㎡)	理由		
飯田																							
座光寺																							
上郷				1	1	258.36				1	1	258.36											
山本				1	1	922.00							1	1	922.00								
伊賀良				1	2	377.00	1	2	377.00														
鼎																							
松尾																							
竜丘																							
川路																							
三穂				1	1	235.00							1	1	235.00								
下久堅				2	4	319.69	1	3	85.69	1	1	234.00											
上久堅																							
千代				1	2	159.00	1	2	159.00														
龍江																							
上村																							
南信濃																							
計				7	11	2,271.05	3	7	621.69	2	2	492.36	2	2	1,157.00								

(様式4)

整備計画変更一覧表

令和7年1月～3月

市町村名 飯田市

(編入・除外)の別)

番号		1			(削除)			3		
土地の所在 (大字、字、地番)		上郷飯沼 3603-1						箱川 680-1		
面積 (㎡)		258.36						922.00		
	うち影響緩和措置の 対象となる除外目的 変更による農地減少 面積	258.36						922.00		
用途 区分	農地	538.00						922.00		
	内該当面積	258.36						922.00		
	採草放牧地									
	混牧林地									
	農業用施設用地									

(様式4)

整備計画変更一覧表

令和7年1月～3月

市町村名 飯田市

(編入・除外の別)

番号		4			5			6		
土地の所在 (大字、字、地番)		北方			伊豆木			下久堅下虎岩		
		3223-6	3226-2		3820-4			1081-1	1080-1	1079
面積 (㎡)		366.00	11.00		235.00			18.00	17.03	50.66
うち影響緩和措置の 対象となる除外目的 変更による農地減少 面積		366.00	11.00		235.00			18.00	17.03	50.66
用途 区分	農地	366.00	11.00		235.00			18.00	47.00	78.00
	内該当面積	366.00	11.00		235.00			18.00	17.03	50.66
	採草放牧地									
	混牧林地									
	農業用施設用地									

(編入・除外)の別)

番号		7			8					
土地の所在 (大字、字、地番)		下久堅小林			千代					
		132-2			3567-1	3569-1				
面積 (㎡)		234.00			98.00	61.00				
うち影響緩和措置の 対象となる除外目的 変更による農地減少 面積		234.00			98.00	61.00				
用途 区分	農地	234.00			98.00	61.00				
	内該当面積	234.00			98.00	61.00				
	採草放牧地									
	混牧林地									
	農業用施設用地									